

付2 用語の解説

この調査で用いた主な用語の定義は、次のとおりである。

1 15歳以上人口について

<年齢>

調査月の末日（ただし12月は26日）現在の満年齢である。

<配偶関係>

戸籍上の届出の有無に関係なく、調査時の状態により区分した。

<世帯主との続き柄>

世帯主の配偶者:世帯主の妻又は夫

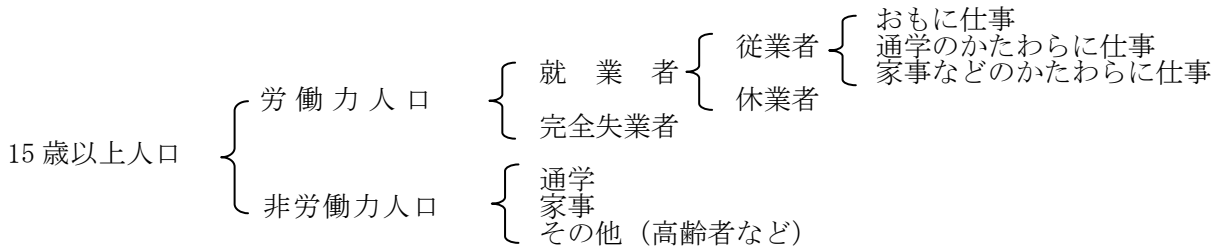
その他の親族世帯員:世帯主の配偶者以外の親族世帯員

<教育>

調査日現在、学校に在学しているか否かによって**在学中**、**卒業**及び**在学したことがない**の三つに区分し、「在学中」については、「小学・中学・高校」、「短大・高専」、「大学・大学院」の三つに区分し、「卒業」については、「小学・中学・高校・旧中」、「短大・高専」、「大学・大学院」の三つに区分した。なお、上記各学校と入学資格や在学年数が同等で、これらの卒業に相当する資格が得られるものについては、それぞれ相当する区分に含めた。

<就業状態>

15歳以上人口について、調査週間中の活動状態に基づき、次のように区分している。



労働力人口:15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者:従業者と休業者を合わせたもの

従業者:調査週間に賃金、給料、諸手当、内職収入などの収入を伴う仕事（以下「仕事」という。）を1時間以上した者。なお、家族従業者は、無給であっても仕事をしたとする。

休業者:仕事を持ちながら、調査週間に少しも仕事をしなかった者のうち、

①雇用者で、給料、賃金の支払いを受けている者又は受けることになっている者。

なお、職場の就業規則などで定められている育児（介護）休業期間中の人も、職場から給料・賃金をもらうことになっている場合は休業者となる。（雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっていても、職場から給料・賃金をもらうことになっていない場合は休業者とはならない）

②自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者

なお、家族従業者で調査週間に少しも仕事をしなかった者は休業者とはしないで、完全失業者又は非労働力人口のいずれかとしている。

完全失業者:次の三つの条件を満たす者

①仕事がなく調査期間中に少しも仕事をしなかった（就業者ではない。）

②仕事があればすぐ就くことができる

③調査期間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む。）

なお、仕事を探し始めた理由（求職理由）によって、完全失業者を次のように区分している。

- 定 年 等**：定年や雇用期間の満了による離職失業者
- 勤め先都合**：勤め先や事業の都合（倒産・人員整理等）による離職失業者
- 自己都合**：自分又は家族の都合による離職失業者
- 学卒未就職**：学校を卒業して仕事に就くために、新たに仕事を探し始めた者
- 新たに収入が必要**：収入を得る必要が生じたために、新たに仕事を探し始めた者
- その他**：上記のどれにもあてはまらない場合で、新たに仕事を探し始めた者

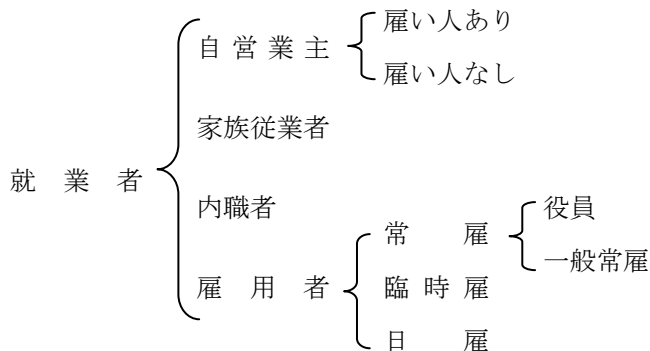
非労働力人口：15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者以外の者

2 就業者について

調査週間中に二つ以上の仕事に従事した者は、主に従事した仕事について分類している。

<従業上の地位>

就業者を次のように区分している。



自営業主：個人経営の事業を営んでいる者

雇い人あり：ふだん一人以上の有給の従業者を雇って個人経営の事業を営んでいる者

雇い人なし：従業者を雇わず自分だけで、又は自分と家族だけで個人経営の事業を営んでいる者

家族従業者：自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に従事している者

内職者：自宅で内職（賃仕事）をしている者

雇用者：会社、団体、官公庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給料、賃金を得ている者及び会社、団体の役員

常雇：役員と一般常雇を合わせたもの

役員：会社、団体、公社などの役員（会社組織になっている商店などの経営者を含む。）

一般常雇：1年を超える又は雇用期間を定めない契約で雇われている者で「役員」以外の者

臨時雇：1か月以上1年以内の期間を定めて雇われている者

日雇：日々又は1か月未満の契約で雇われている者

<雇用形態>

会社・団体等の役員を除く雇用者については、勤め先での呼称によって、「**正規の職員・従業員**」、「**パート**」、「**アルバイト**」、「**労働者派遣事業所の派遣社員**」、「**契約社員・嘱託**」、「**その他**」の六つに区分している。

<産業>

就業者について、調査週間中、その者が実際に仕事をしていた勤め先・業主の主な事業の種類（調査週間中、「仕事を休んでいた」者については、その者がふだん仕事をしている勤め先・業主の事業の種類）を日本標準産業分類に基づいて分類した。

ただし、統計表中の「**林業**」とは日本標準産業分類における「**農業**」と「**林業**」とを合わせたもの、また、「**非農林業**」とは「**農林業**」以外の産業をいう。なお、分類不能の産業は便宜上、非農林業に含めた。

<職業>

就業者について、調査週間中、その者が実際にしていた仕事の種類（調査週間中、「仕事を休んでいた」者については、その者がふだんしている仕事の種類）を国勢調査の職業分類に基づいて分類した。

<従業者規模>

働いている事業所が属する企業（本社・支店・工場・出張所等を含めた企業全体）でふだん働いている従業者数の規模により区分した。

ただし、勤め先が国又は地方公共団体の場合は、従業者数で区分せず、「官公」とした。

<月末1週間の就業時間>

調査週間中の総就業時間。「仕事を休んでいた」者は就業時間を0時間とした。

<就業異動>

転職者:就業者のうち前職のある者で、過去1年間に離職を経験した者

新規就業者:就業者のうち過去1年間に新たに仕事についた者

<転職・追加就業等希望の有無>

仕事に対する希望と求職活動の有無によって、就業者を次のように区分している。

転職希望者:現在の勤め先をやめて別の勤め先に変わりたい又は今の自分の行っている事業をやめて別の事業を行いたいと希望している者

追加就業希望者:現在の仕事を継続しながら別の仕事もしたいと希望している者

時間数増加希望者:現在の仕事を継続しながら就業時間数を増やしたいと希望している者

時間数減少希望者:現在の仕事を継続しながら就業時間数を減らしたいと希望している者

転職・追加就業等非希望者:転職、追加就業、時間数増加及び減少のいずれも希望していない就業者

3 完全失業者について

<求職方法>

2種類以上の方法により求職している場合は、すべてを調査するとともに、主な方法についても調査した。

<失業期間>

仕事がない状態で、仕事を探し始めたり、事業の開始の準備を始めてからの期間。

<求職活動時期>

調査月中に仕事を探したり、事業の開始の準備をしたか否かを調査した。

<求職理由>

完全失業者の仕事を探している理由。なお、「離職」とは「定年又は雇用契約の満了」、「勤め先や事業の都合」及び「自分や家族の都合」のことであり、「学卒未就職」とは「学校を卒業したから」のことである。

<離職した失業者>

前職のある完全失業者のうち、前職をやめたことを理由として求職している者。

4 非労働力人口について

<就業希望の有無>

非労働力人口について、仕事をしたいと思っているかどうかによって、次のように区分した。

就業希望者:就業を希望している者

就業内定:すでに仕事が決まっている者

就業非希望者:就業を希望していない者

5 前職のある者について

<前職の離職時期>

離職者について、その離職時期を下記の3区分に分けている。なお、「前職の従業上の地位」、「前職の雇用形態」、「前職の産業」、「前職の職業」及び「前職の従業者規模」については、過去3年間の離職者についてのみ集計している。

3年超に離職

1年超3年以内に離職

過去1年間に離職

6 世帯について

<世帯の種類>

単身世帯:一人で一戸を構えて暮らしている者や、単身で間借りをしている者、あるいは寮、寄宿舍、下宿屋などに居住する単身者一人一人

一般世帯:一般の家庭のように住居と生計を共にしている二人以上の集まり。単身の住み込みの雇い人はその住み込んでいる世帯の世帯員とした。

<典型的な一般世帯>

一般世帯で、世帯主と親族世帯員のみで構成されている世帯のうち、下記a～dに区分される世帯を典型的な一般世帯とした。

a 夫婦のみの世帯

b 夫婦と親から成る世帯

c 夫婦と子供から成る世帯

d 夫婦、子供と親から成る世帯

この場合、夫婦とは、世帯内で最も若い夫婦のことをいう。すなわち、世帯内に二組以上の夫婦がいる場合は、夫の年齢が最も若い夫婦を「夫婦」とした。また、夫、妻とは、この夫婦に該当するもののみをいい、親、子供（未婚に限る。）とは、この夫婦からみた親又は子供をいう。

<基礎調査票に係る用語>

「労働力調査年報」参照